

株 主 各 位

東京都港区赤坂八丁目 4 番14号
マークライNZ株式会社
代表取締役社長 酒 井 誠

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年 3 月28日（火曜日）午後 5 時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成29年 3 月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区丸の内三丁目 5 番 1 号
東京国際フォーラム ホールD 5
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご覧ください、お間違えないようご注意願います。) |

- | | |
|------------|---|
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 1. 第16期（平成28年 1 月 1 日から平成28年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第16期（平成28年 1 月 1 日から平成28年12月31日まで）計算書類の内容報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|---------|----------|
| 第 1 号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第 2 号議案 | 定款一部変更の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は 1 名とさせていただきます。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日 3 日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト (<https://www.marklines.com>) に掲載させていただきます。

## 事 業 報 告

(平成28年1月1日から  
平成28年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界自動車市場は、南米・ロシアが不振であった以外は、北米・日本が底堅く、また、欧州、中国及びインドが好調に推移したことにより、販売台数は9,324万台(前年比4.6%増加)となりました。

このような事業環境のもと、「情報プラットフォーム」事業については、前年同月を上回るペースでの新規契約獲得が続き、当連結会計年度における「情報プラットフォーム」契約企業数は、前連結会計年度末から308社増加し2,248社となりました。また、プロモーション広告事業(サービス名“L I N E S”)を5月に立ち上げ、PRメールサービスを中心に契約獲得が進みました。

コンサルティング事業は、完成車、部品・素材メーカーや金融系調査会社といった幅広い業界からの受注があり、好調な受注ペースを維持いたしました。人材紹介事業は、当連結会計年度前半は出遅れたものの、第3四半期以降、成約件数を積み上げたことにより、前期を上回る売上高実績となりました。LMC Automotive Ltd. 製品(市場予測情報)販売事業についても、当連結会計年度を通じて販売が好調に推移し、売上高は前期を上回る実績となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における業績は、連結売上高が1,432百万円(前期比16.2%増加)、連結営業利益が518百万円(前期比24.5%増加)、連結経常利益は為替差損30百万円を計上した一方で、投資有価証券売却益12百万円を計上したことにより、510百万円(前期比20.5%増加)、親会社株主に帰属する当期純利益については、358百万円(前期比26.4%増加)となりました。

① 「情報プラットフォーム」事業：売上高1,233百万円(前期比11.5%増加)、セグメント利益(営業利益)522百万円(前期比15.4%増加)

当連結会計年度を通じて概ね前年同月を上回るペースで新規契約獲得となり、契約企業純増数は、308社(前期228社)となりました。地域別契約企業純増状況は、展示会におけるマーケティング活動や無料登録会員からの契約獲得が好調に推移した日本、スタッフを増員した欧州ではドイツ・フランス、自動車販売台数が好調に推移した中国、1月にインドに子会社を設立したアジアではタイ・インド・台湾等で契約企業の純増数が2桁の伸びとなった一方で、北米では微増にとどまりました。

契約企業の純増数では前期を上回ったものの、売上高については、円高の影響を受け、前期比11.5%の増加にとどまりました。特に中国の売上高は、現地通貨建てで前期比14.5%増加となったものの、円貨換算後では、同比5.3%にとどまる等、前期比較における売上高全体の増加幅が抑制された要因となりました。

○「情報プラットフォーム」契約企業数地域別内訳

(単位：社)

| 地域  | 前連結会計年度末<br>(平成27年12月31日) | 当連結会計年度末<br>(平成28年12月31日) | 増減数  |
|-----|---------------------------|---------------------------|------|
| 日本  | 1,145                     | 1,319                     | +174 |
| 中国  | 240                       | 283                       | +43  |
| アジア | 207                       | 267                       | +60  |
| 北米  | 196                       | 202                       | +6   |
| 欧州  | 141                       | 162                       | +21  |
| その他 | 11                        | 15                        | +4   |
| 合計  | 1,940                     | 2,248                     | +308 |

○「情報プラットフォーム」事業地域別売上高

| 地域  | 平成27年度<br>第 15 期<br>(百万円) | 平成28年度<br>(当連結会計年度)<br>第 16 期<br>(百万円) | 増減率(%) |
|-----|---------------------------|----------------------------------------|--------|
| 日本  | ※ 661                     | 738                                    | +11.7  |
| 中国  | 130                       | 137                                    | +5.3   |
| アジア | 102                       | 130                                    | +28.1  |
| 北米  | 121                       | 128                                    | +6.2   |
| 欧州  | 86                        | 93                                     | +8.6   |
| その他 | 5                         | 5                                      | △1.5   |
| 合計  | 1,105                     | 1,233                                  | 11.5   |

※ 前連結会計年度において「情報プラットフォーム」事業売上高に含めておりましたプロモーション広告事業売上高3百万円については、独立事業としたことにより、「情報プラットフォーム」売上高より控除しております。

- ② その他の事業：売上高198百万円(前期比57.0%増加)、セグメント利益(営業利益)69百万円(前期比64.6%増加)

コンサルティング事業については、幅広い業界からの受注により、国内外の企業動向及び市場・技術動向調査を主軸に売上を伸ばし、当事業の連結売上高は、前期比53.8%増加の97百万円となりました。人材紹介事業については、第3四半期以降に成約件数を積み上げたことにより、当事業の連結売上高は、前期比43.6%増加の43百万円となりました。また、LMC Automotive Ltd. 製品（市場予測情報）販売事業は、販促活動を展開した結果、売上が好調に推移し前期比60.0%増加の46百万円となりました。プロモーション広告事業についてはPRメールサービスを中心に契約を獲得し、前期比190.8%増加の11百万円となりました。

○ その他の事業の事業別売上高

| 事業名称                                | 平成27年度<br>第 15 期<br>(百万円) | 平成28年度<br>(当連結会計年度)<br>第 16 期<br>(百万円) | 増減率(%) |
|-------------------------------------|---------------------------|----------------------------------------|--------|
| コンサルティング事業                          | 63                        | 97                                     | +53.8  |
| 人材紹介事業                              | 30                        | 43                                     | +43.6  |
| LMC Automotive Ltd. 製品 (市場予測情報)販売事業 | 29                        | 46                                     | +60.0  |
| プロモーション広告事業                         | ※ 3                       | 11                                     | +190.8 |
| 合計                                  | 126                       | 198                                    | +57.0  |

※ 前連結会計年度において「情報プラットフォーム」事業売上高に含めておりましたプロモーション広告事業売上高 3 百万円は、独立事業としたことにより、当該事業売上高に区分表記しております。

事業のセグメント別売上高

| セグメント          | 売 上 高     | 構 成 比  |
|----------------|-----------|--------|
| 「情報プラットフォーム」事業 | 1,233 百万円 | 86.1 % |
| そ の 他 の 事 業    | 198       | 13.9   |

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は、有形固定資産及び無形固定資産への投資を含め、48,118千円であり、その主なものは「自動車産業ポータル」サイト及びデータベース等のリノベーションに係る投資並びに基幹業務システムへの投資 43,640千円であります。

(3) 資金調達の状況

新株予約権の行使により、総額60,415千円を調達し、資本金及び資本剰余金がそれぞれ30,207千円増加いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが、持続的かつ収益力のある成長企業であり続けるために、世界で存在感のある企業を目指し、ビジネスモデルの変革を実行して参ります。

##### ① サービスを自動車産業の全てのプレイヤーに広げる

現在の自動車市場を取り巻く環境は、「系列」を超えたグローバルな取引が拡大傾向にあります。このような事業環境の下、当社グループの主力サービスである「情報プラットフォーム」事業においては、グローバル展開・進出企業及び海外企業に向けて、ご利用ユーザーの上限の無い「利用無制限契約」や「グローバル契約」への提案・契約獲得を推進して参ります。

また、自動車産業を支える2次サプライヤー企業（完成車メーカーと直接取引する1次サプライヤーに納入する部品・加工メーカー）へのサービス浸透を図り、さらに強固な顧客基盤作りを目指して参ります。

##### ② 新サービスの既存契約企業への浸透

当社グループは、「情報プラットフォーム」事業以外に、プロモーション広告、コンサルティング、人材紹介、LMC Automotive Ltd. 製品（市場予測情報）販売の4つの新しい事業を展開しております。しかしながら、既存契約企業のこれら新しいサービス利用については、まだ限定的な企業数にとどまっております。

「情報プラットフォーム」契約企業への浸透を図り、より多くの契約企業がワンストップで全てのサービスをご利用いただけるよう推進して参ります。

##### ③ システムリノベーションの成果結実に向けて

今期は、システムリノベーションの成果が業績に本格的に寄与する結実に向けた年にしたいと考えております。コンテンツ強化とシステムの改善を継続して行いながら、利用者及びサイト閲覧数の増加を図り、MarkLinesの語源となった、買い手と売り手を線で結ぶ市場（いちば）としての役割を今後一層果たしていけるよう努めて参ります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分             | 平成25年度<br>第 13 期 | 平成26年度<br>第 14 期 | 平成27年度<br>第 15 期 | 平成28年度<br>(当連結会計年度)<br>第 16 期 |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高           | 852,286 千円       | 1,053,781 千円     | 1,232,449 千円     | 1,432,149 千円                  |
| 営 業 利 益         | 217,422 千円       | 333,357 千円       | 416,613 千円       | 518,692 千円                    |
| 経 常 利 益         | 242,032 千円       | 344,521 千円       | 423,740 千円       | 510,561 千円                    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 153,505 千円       | 220,251 千円       | 283,643 千円       | 358,489 千円                    |
| 1株当たり当期純利益      | 52.81 円          | 75.51 円          | 89.79 円          | 111.99 円                      |
| 総 資 産           | 781,389 千円       | 1,492,745 千円     | 1,775,325 千円     | 2,117,811 千円                  |
| 純 資 産           | 390,486 千円       | 971,219 千円       | 1,178,766 千円     | 1,470,078 千円                  |
| 1株当たり純資産額       | 134.33 円         | 309.62 円         | 370.47 円         | 450.87 円                      |

(注) 平成26年8月22日付で1株につき200株にする株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を計算しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分        | 平成25年度<br>第 13 期 | 平成26年度<br>第 14 期 | 平成27年度<br>第 15 期 | 平成28年度<br>(当期)<br>第 16 期 |
|------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------|
| 売 上 高      | 798,908 千円       | 969,161 千円       | 1,152,509 千円     | 1,341,663 千円             |
| 営 業 利 益    | 205,322 千円       | 300,380 千円       | 383,299 千円       | 474,673 千円               |
| 経 常 利 益    | 237,984 千円       | 313,817 千円       | 413,158 千円       | 480,050 千円               |
| 当 期 純 利 益  | 151,895 千円       | 199,699 千円       | 279,761 千円       | 340,210 千円               |
| 1株当たり当期純利益 | 52.25 円          | 68.47 円          | 88.56 円          | 106.28 円                 |
| 総 資 産      | 708,697 千円       | 1,380,657 千円     | 1,655,607 千円     | 1,979,946 千円             |
| 純 資 産      | 365,131 千円       | 918,969 千円       | 1,124,562 千円     | 1,405,090 千円             |
| 1株当たり純資産額  | 125.60 円         | 292.96 円         | 353.44 円         | 430.94 円                 |

(注) 平成26年8月22日付で1株につき200株にする株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を計算しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（平成28年12月31日現在）

| 会 社 名                         | 資 本 金                        | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                                    |
|-------------------------------|------------------------------|---------|--------------------------------------------|
| 麦柯萊依斯信息咨询（上海）有限公司             | 200,000 <small>米ドル</small>   | 100 %   | 中国における「情報プラットフォーム」事業                       |
| MarkLines North America, Inc. | 150,000 <small>米ドル</small>   | 100     | 北米における「情報プラットフォーム」事業に係わる営業・調査業務の受託         |
| MarkLines (Thailand) Co.,Ltd. | 3,000,000 <small>バーツ</small> | 100     | タイ及びアセアン地域における「情報プラットフォーム」事業に係わる営業・調査業務の受託 |
| MarkLines Europe GmbH         | 25,000 <small>ユーロ</small>    | 100     | 欧州における「情報プラットフォーム」事業に係わる営業業務の受託            |

（注） 当社の子会社は、上記連結子会社4社及び非連結子会社 MarkLines India Pvt. Ltd.（インド）の5社であります。

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント（平成28年12月31日現在）

| 事 業 名 称        | 事 業 の 内 容                                                                                                 |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「情報プラットフォーム」事業 | インターネットのネットワークを利用した自動車及び自動車部品に係わる情報提供サービス                                                                 |
| そ の 他 の 事 業    | 自動車業界に係わるマーケティングリサーチ、EVビジネス参入・EV開発、車載電子機器等のコンサルティング及び有料人材紹介業並びにLMC Automotive Ltd. 製品（市場予測情報）販売、プロモーション広告 |

(8) 企業集団の主な拠点（平成28年12月31日現在）

| 名 称                            | 所 在 地            |
|--------------------------------|------------------|
| 当 社                            | 東京都港区            |
| 麦柯萊依斯信息咨询（上海）有限公司              | 中華人民共和国上海市       |
| MarkLines North America, Inc.  | アメリカ合衆国ミシガン州     |
| MarkLines (Thailand) Co., Ltd. | タイ国バンコク市         |
| MarkLines Europe GmbH          | ドイツ連邦共和国フランクフルト市 |
| MarkLines India Pvt. Ltd.      | インド ハリヤーナー州      |

(9) 使用人の状況（平成28年12月31日現在）

① 企業集団の使用人数

| 使用人数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 78名  | 15名増   |

（注） 上記使用人数には、嘱託社員を含み、使用人兼取締役3名及び臨時雇用者19名（パートタイマー、派遣社員等）は含まれておりません。使用人数の増加は、主に業容の拡大に伴うものであります。

② 当社の使用人数

| 使用人数 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-------|--------|
| 50名  | 46.4歳 | 3.7年   |

（注） 上記使用人数には、嘱託社員を含み、当社から他社への出向者、使用人兼取締役3名及び臨時雇用者19名（パートタイマー、派遣社員等）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年12月31日現在）

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 6,912,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 3,260,600株 |
| （うち自己株式の総数）    | （48株）      |
| (3) 株主数        | 1,668名     |
| (4) 大株主（上位10名） |            |

| 株主名                            | 持株数       | 持株比率    |
|--------------------------------|-----------|---------|
| 酒井 誠                           | 480,000 株 | 14.72 % |
| 三菱UFJキャピタル株式会社                 | 144,000   | 4.41    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>（信託口）  | 140,200   | 4.29    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>（信託口9） | 127,800   | 3.91    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>（信託口）    | 119,800   | 3.67    |
| 渡辺 公 夫                         | 85,300    | 2.61    |
| 早稲田成長企業支援1号<br>投資事業有限責任組合      | 75,000    | 2.30    |
| 田 崎 浩 成                        | 71,200    | 2.18    |
| 松井証券株式会社                       | 54,000    | 1.65    |
| 内 海 正 博                        | 50,000    | 1.53    |

- （注）1. 持株比率は、自己株式48株を控除して計算しております。
2. 小数点第3位以下は、切り捨て表示としております。
3. 平成28年10月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、アセットマネジメントOne株式会社が平成28年10月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認が出来ないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

| 氏名または名称           | 本店所在地                 | 保有株券等の数(株) | 株券等保有割合(%) |
|-------------------|-----------------------|------------|------------|
| アセットマネジメントOne株式会社 | 東京都千代田区丸の内<br>一丁目8番2号 | 232,400    | 7.29       |

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
(平成28年12月31日現在)

|     | 回次（行使価額）  | 行 使 期 間                   | 個 数 | 目的となる株式の種類および数 | 保有者数 |
|-----|-----------|---------------------------|-----|----------------|------|
| 取締役 | 第5回（800円） | 平成28年8月25日<br>～平成36年8月20日 | 40個 | 普通株式<br>4,000株 | 1名   |
| 監査役 | 第5回（800円） | 平成28年8月25日<br>～平成36年8月20日 | 40個 | 普通株式<br>4,000株 | 1名   |

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年12月31日現在）

| 氏 名     | 地位及び担当                          | 重要な兼職の状況                                                                                                                                                       |
|---------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 酒 井 誠   | 代表取締役社長                         | 麦柯業依斯信息咨询（上海）有限公司 執行董事<br>MarkLines North America, Inc. 取締役<br>MarkLines (Thailand) Co., Ltd. 取締役<br>MarkLines Europe GmbH 代表取締役社長                             |
| 安 枝 和 三 | 取締役営業部長                         |                                                                                                                                                                |
| 雪 嶋 薫   | 取締役調査第1部長兼<br>グローバル事業本部<br>副本部長 |                                                                                                                                                                |
| 内 田 正 美 | 取締役管理部長                         | MarkLines India Pvt. Ltd. 取締役                                                                                                                                  |
| 村 上 勝 照 | 取 締 役                           | 株式会社インフォーマート代表取締役社長                                                                                                                                            |
| 松 尾 徹   | 常 勤 監 査 役                       |                                                                                                                                                                |
| 松 田 修 一 | 監 査 役                           | 日本ベンチャーキャピタル株式会社 社外監査役<br>ウエルインベストメント株式会社 取締役会長<br>株式会社コメリ 社外取締役<br>ミロク情報サービス株式会社 社外取締役<br>オスカーテクノロジー株式会社 社外監査役<br>株式会社民間資金等活用事業推進機構 社外取締役<br>株式会社ファンベップ 社外監査役 |
| 末 繁 英 雄 | 監 査 役                           |                                                                                                                                                                |

- (注) 1. 取締役 村上勝照氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
2. 監査役 松田修一氏及び末繁英雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。  
3. 監査役 松田修一氏は、公認会計士としての経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役 末繁英雄氏は、金融機関の長年の勤務経験及び企業経営者としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 鶴池康代氏は平成28年3月30日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役（グローバル事業本部副本部長兼営業部営業第2グループリーダー）を退任いたしました。  
5. 麻生成徳氏は平成28年3月30日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって、辞任により常勤監査役を退任いたしました。  
6. 当社は、社外取締役 村上勝照氏、監査役 松田修一氏及び末繁英雄氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

##### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

|        |                  |          |
|--------|------------------|----------|
| 取締役 6名 | 33,626千円（うち社外 1名 | 2,250千円） |
| 監査役 4名 | 10,452千円（うち社外 2名 | 4,214千円） |

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

取締役 村上 勝照

ア. 重要な兼職先と当社との関係

村上勝照氏は、株式会社インフォマートの代表取締役社長であります。

当社と株式会社インフォアートとの間には、特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

選任後に開催された取締役会13回全てに出席（出席率100%）され、会社の経営者としての見地から、取締役会の意思決定について適切で様々な助言・提言を行っております。

監査役 松田 修一

ア. 重要な兼職先と当社との関係

日本ベンチャーキャピタル株式会社、オスカーテクノロジー株式会社及び株式会社ファンペップの社外監査役を兼務しております。また、株式会社コメリ、ミロク情報サービス株式会社及び株式会社民間資金等活用事業推進機構の社外取締役、ウエルインベストメント株式会社の取締役会長を兼務しております。なお、上記兼務先企業と当社との間には、特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会16回のうち13回に出席（出席率81.3%）、また監査役会14回のうち12回に出席（出席率85.7%）され、長きにわたる起業家支援及び公認会計士の経験を活かした専門的見地から、経営上有用な指摘、発言を行っております。

監査役 末繁 英雄

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席（出席率100%）、また監査役会14回全てに出席（出席率100%）され、企業経営者として培われた経験から、経営上有用な指摘、発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

13,000千円

#### ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

13,000千円

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び会計監査人の職務遂行状況を確認し、当該会計監査人が提出した当事業年度の監査計画及び報酬の見積等について、その適切性・妥当性を検討した結果、上記の報酬等の額は合理的であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的に区分もできませんので、当該事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。なお、当社在外連結子会社であるMarkLines North America, Inc.、麦柯莱依斯信息咨询（上海）有限公司、MarkLines (Thailand) Co., Ltd. 及びMarkLines Europe GmbH は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「会社の業務の適正を確保するための体制」について取締役会で決議しております。

### (1) 決議の内容

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### a. コーポレートガバナンス

イ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規則に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

ロ. 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の当社社内規程に従い、当社の業務を執行する。

ハ. 代表取締役は、毎月及び必要の都度、職務執行の状況を取締役に報告する。

ニ. 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査室及び監査法人と連携して「監査役会規則」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

##### b. コンプライアンス

イ. 取締役及び使用人は法令、定款及び就業規則等社内規程に則り行動するものとする。

ロ. 取締役及び使用人が遵守するコンプライアンス体制の基礎として、「マークライنز行動規範」を定める。

ハ. 社長を委員長とする社内委員会「コンプライアンス・リスク統制委員会」及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を管理部内に設置するとともに、各業務部署のコンプライアンス責任者の任命、コンプライアンス教育・研修の実施、反社会的勢力との遮断を含む法令遵守マニュアルの作成、内部通報制度の整備等を実施する。

ニ. 取締役及び使用人は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告するとともに遅滞無くコンプライアンス・リスク統制委員会に報告するものとする。

##### c. 内部監査

社長直属の内部監査室が、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性につき定期的に監査を実施し、社長に報告する。

##### d. 財務報告

財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る業務の仕組みを整備、構

築し、業務の改善に努める。

② 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務の執行に係わる重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む）を、関連資料とともに「情報管理規程」、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し管理する。
- b. 上項に係わる事項は、当該担当取締役が所管し、運用状況の検証及び各規程等の見直しの経過に関し定期的に取り締役に報告する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、市場リスク、情報セキュリティリスク、投資リスク、カントリーリスク、コンプライアンスリスク、信用リスク、為替リスクその他様々なリスクに対処するため、コンプライアンス・リスク統制委員会を管理部内に設置し、各業務部署のリスク責任者を任命する。
- b. 各種管理規則、基準・限度額の設定や報告・監視体制の整備等必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、全社のリスクを総括的かつ個別的に管理する。また、これらの管理体制の有効性を定期的にレビューする。
- c. 重大な損失のリスクがある業務執行行為が発見された場合は、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに社内委員会に通報し、損害の拡大を防止し被害を最小限に留めるべく組織的に迅速に対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。
- b. 取締役会において、当社及び当社グループ全体の経営方針、重要課題、対処すべき事業等について十分な審議を行い、迅速な決定を行う。また業績報告を通じて経営目標の進捗状況を月次でフォローする。

- ⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 子会社における業務の適正を確保するため、当社グループ全体に適用する行動規範として「マークライنز行動規範」を定め、各子会社が当該規範に則った企業運営、企業活動を行うよう指導し、徹底を図る。
  - b. 子会社に関しては「関係会社管理規程」その他の社内規程に従い、所管部署が経営管理及び経営指導を行い、グループ企業全体の経営効率の向上を図るものとする。
  - c. コンプライアンス体制の整備につき子会社を指導するとともに子会社に対するコンプライアンス教育・研修を実施し、グループ全体でのコンプライアンスの徹底に努める。
  - d. 子会社の業務活動全般について、定期的な監査を実施する体制を構築する。監査の結果、子会社に損失の危険の発生を把握した場合には、直ちに取締役、監査役その他担当部署に報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 当社は監査役の要請がある場合には、監査役の職務を補助する使用人を選任する。
  - b. 当該使用人の任免・異動・人事評価に関しては、監査役の同意を必要とするものとする。
  - c. 当該使用人は当社の就業規則に服するが、監査役補助業務に係る指揮命令権は監査役に属する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 監査役は監査役会が定める監査計画に従い、取締役会の他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
  - b. 当社及びグループ各社の取締役並びにその他の役職者は、定期的に自己の職務執行の状況を監査役に報告する。
  - c. 取締役は、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに監査役に報告する。
    - イ) 財務及び事業に重大な影響を及ぼす恐れのある決定等の内容
    - ロ) 業績及び業績見通しの発表の内容
    - ハ) 内部通報制度に基づく情報提供の状況
    - ニ) 行政処分の内容

ホ) 前各号に掲げるものの他、監査役が求める事項

- d. 当社及びグループ各社の役員並びに使用人は、監査役に対して次に掲げる事項を直接にまたは上長を通じて報告する。

イ) 当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実

ロ) 重大な法令または定款違反事実

ハ) 企業倫理に抵触する重大な行為

- e. 当社及びグループ各社の役員並びに使用人は、監査役に対して報告を行った使用人等を、当該報告を行ったことを理由に不利益に処遇、または取扱ってはならない。

- f. 監査役の職務遂行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき当社が負担する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 内部監査室は監査役と、各事業年度における監査計画を協議するとともに定期的に会合を持ち、監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をするなど密接な情報交換及び連携を図る。
- b. 監査役は監査役監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等についての要請を行うことができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室による内部監査及び内部統制委員会が実施する自己監査を通じて、業務改善を進めております。

② コーポレートガバナンス、コンプライアンス及びリスク管理

コンプライアンス・リスク統制委員会を4回開催いたしました。主な議題は内部統制評価報告及び財務報告に係る内部統制評価状況の報告であります。また、取締役会は16回開催し、業績の進捗状況及び各取締役の職務執行状況の報告並びに各議案の審議及び監督が行われております。

③ 監査役の職務遂行

監査役は、監査役会を開催することに加え、監査計画に基づく監査の一環として、3カ月毎に代表取締役との意見交換を実施し、必要に応じて取締役等に対

してヒアリングを行うことにより、当社の内部統制の整備・運用状況についての確認を行う他、経営体制の健全性、効率性向上のための助言に努めております。また、四半期毎に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、意見交換を実施しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨て、比率(持株比率を除く)は表示桁未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|---------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)     |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産       | 1,813,412 | 流 動 負 債         | 647,732   |
| 現 金 及 び 預 金   | 1,738,766 | 買 掛 金           | 4,564     |
| 売 掛 金         | 55,129    | 未 払 金           | 20,897    |
| 仕 掛 品         | 54        | 未 払 費 用         | 25,792    |
| 前 払 費 用       | 10,744    | 未 払 法 人 税 等     | 78,930    |
| 繰 延 税 金 資 産   | 8,606     | 未 払 消 費 税 等     | 17,145    |
| そ の 他         | 1,820     | 前 受 金           | 476,944   |
| 貸 倒 引 当 金     | △1,709    | 預 り 金           | 10,305    |
| 固 定 資 産       | 304,398   | 賞 与 引 当 金       | 7,752     |
| 有 形 固 定 資 産   | 40,082    | 設 備 関 係 未 払 金   | 5,400     |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 27,694    |                 |           |
| 土 地           | 5,634     |                 |           |
| 建 設 仮 勘 定     | 232       | 負 債 合 計         | 647,732   |
| そ の 他         | 6,521     | (純 資 産 の 部)     |           |
| 無 形 固 定 資 産   | 70,046    | 株 主 資 本         | 1,471,283 |
| ソ フ ト ウ ェ ア   | 70,046    | 資 本 金           | 354,071   |
| 投資その他の資産      | 194,269   | 資 本 剰 余 金       | 271,878   |
| 投 資 有 価 証 券   | 161,818   | 利 益 剰 余 金       | 845,471   |
| 敷 金           | 31,145    | 自 己 株 式         | △138      |
| 破 産 更 生 債 権 等 | 1,081     | その他の包括利益累計額     | △1,204    |
| 繰 延 税 金 資 産   | 1,177     | その他有価証券評価差額金    | △5,630    |
| 貸 倒 引 当 金     | △952      | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 4,426     |
|               |           | 純 資 産 合 計       | 1,470,078 |
| 資 産 合 計       | 2,117,811 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 2,117,811 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成28年1月1日から)  
(平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 1,432,149 |
| 売 上 原 価               |         | 404,652   |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,027,496 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 508,803   |
| 営 業 利 益               |         | 518,692   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 962     |           |
| 受 取 配 当 金             | 7,802   |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 12,484  |           |
| そ の 他                 | 888     | 22,139    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 為 替 差 損               | 30,020  |           |
| 支 払 手 数 料             | 245     |           |
| そ の 他                 | 3       | 30,270    |
| 経 常 利 益               |         | 510,561   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 |         | 510,561   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 151,494 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 577     | 152,072   |
| 当 期 純 利 益             |         | 358,489   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益       |         | 358,489   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成28年1月1日から）  
（平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

|                              | 株 主 資 本 |         |          |      |           |
|------------------------------|---------|---------|----------|------|-----------|
|                              | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金    | 自己株式 | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高                    | 323,864 | 241,670 | 598,343  | △74  | 1,163,804 |
| 当 期 変 動 額                    |         |         |          |      |           |
| 新 株 の 発 行                    | 30,207  | 30,207  | —        | —    | 60,415    |
| 剰 余 金 の 配 当                  | —       | —       | △111,362 | —    | △111,362  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益              | —       | —       | 358,489  | —    | 358,489   |
| 自 己 株 式 の 取 得                | —       | —       | —        | △64  | △64       |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額（純 額） | —       | —       | —        | —    | —         |
| 当 期 変 動 額 合 計                | 30,207  | 30,207  | 247,127  | △64  | 307,478   |
| 当 期 末 残 高                    | 354,071 | 271,878 | 845,471  | △138 | 1,471,283 |

（単位：千円）

|                              | その他の包括利益累計額          |          |               | 純資産合計     |
|------------------------------|----------------------|----------|---------------|-----------|
|                              | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 |           |
| 当 期 首 残 高                    | 3,039                | 11,921   | 14,961        | 1,178,766 |
| 当 期 変 動 額                    |                      |          |               |           |
| 新 株 の 発 行                    | —                    | —        | —             | 60,415    |
| 剰 余 金 の 配 当                  | —                    | —        | —             | △111,362  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益              | —                    | —        | —             | 358,489   |
| 自 己 株 式 の 取 得                | —                    | —        | —             | △64       |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額（純 額） | △8,670               | △7,495   | △16,165       | △16,165   |
| 当 期 変 動 額 合 計                | △8,670               | △7,495   | △16,165       | 291,312   |
| 当 期 末 残 高                    | △5,630               | 4,426    | △1,204        | 1,470,078 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4 社

主要な連結子会社の名称

MarkLines North America, Inc.  
 麦柯莱依斯信息咨询(上海)有限公司  
 MarkLines (Thailand) Co., Ltd.  
 MarkLines Europe GmbH

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称等

MarkLines India Pvt. Ltd.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

##### (3) 持分法の適用に関する事項

###### ① 持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

###### ② 持分法を適用していない非連結子会社(MarkLines India Pvt. Ltd.)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 2. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

###### ① その他有価証券

|         |     |                                                         |
|---------|-----|---------------------------------------------------------|
| 時価のあるもの | ……… | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | ……… | 主として移動平均法による原価法                                         |

###### ② たな卸資産

|       |     |                              |
|-------|-----|------------------------------|
| 仕 掛 品 | ……… | 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) |
|-------|-----|------------------------------|

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産 ……… 主として定率法

ただし、建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物について

は、定額法を採用しております。

在外連結子会社のうち、麦柯萊依斯信息咨询（上海）有限公司、MarkLines（Thailand）Co., Ltd. 及び MarkLines Europe GmbH は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 5～45年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～8年  |

- ② 無形固定資産 …… 定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …… 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ① 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 …… 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- ② 消費税等の処理方法 …… 税抜方式によっております。

## 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

（会計基準等の改正に伴う会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、当連結会計年度において、連結計算書類への影響はありません。

## 連結貸借対照表に関する注記

|                      |          |
|----------------------|----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額       | 32,878千円 |
| 非連結子会社に対する投資有価証券(株式) | 21,100千円 |

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数  
普通株式 3,260,600株

2. 配当に関する事項

### (1) 配当支払金額

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日       | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 平成28年3月30日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 111,362        | 35.00           | 平成27年12月31日 | 平成28年3月31日 |

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年3月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 136,943千円
- ② 1株当たり配当額 42円
- ③ 基準日 平成28年12月31日
- ④ 効力発生日 平成29年3月30日
- ⑤ 配当の原資 繰越利益剰余金

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 47,600株

## 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資を定期預金、上場投資信託等の流動性が高く、随時現金化可能な金融商品で運用しております。現在、銀行借入による資金調達はありません。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらは販売管理規程並びにリスク管理規程に基づき、取引先ごとの期日管理並びに残高管理を行うとともに、原則毎週行われる未回収債権会議を通じて回収状況の情報共有及び債権管理を行っております。

投資有価証券については、職務権限規程、経理規程及び稟議規程に、資金運用に関わる権限や管

理方法を定め、これらに従い管理するとともに、運用状況については、定期的に取り締役会に報告されております。

外貨建預金及び外貨建債権は、為替変動リスクに晒されておりますが、常時モニタリングし、変動の影響を定期的に取締役会に報告することにより、リスク管理を行っております。

事務所の賃貸に伴う敷金については、差入先の信用リスクに晒されておりますが、契約時に差入先について調査・確認を行い、当該リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|            | 連結貸借対照表計上額 | 時価        | 差額 |
|------------|------------|-----------|----|
| (1) 現金及び預金 | 1,738,766  | 1,738,766 | —  |
| (2) 売掛金    | 55,129     | 55,129    | —  |
| (3) 投資有価証券 | 140,718    | 140,718   | —  |
| 資産計        | 1,934,613  | 1,934,613 | —  |
| (1) 未払金    | 20,897     | 20,897    | —  |
| (2) 未払法人税等 | 78,930     | 78,930    | —  |
| (3) 預り金    | 10,305     | 10,305    | —  |
| 負債計        | 110,133    | 110,133   | —  |

### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

#### 資 産

#### (1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

預金はすべて短期であり、売掛金は短期に決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

#### 負 債

#### (1) 未払金、(2) 未払法人税等、並びに(3) 預り金

これらはすべて短期間に決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分    | 平成28年12月31日 |
|-------|-------------|
| 非上場株式 | 21,100      |
| 敷金    | 31,145      |

非上場株式については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難であることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

また、敷金については、本社及び在外子会社の事務所賃借に係るものであり、返済期間を見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 1,738,766 | —           | —            | —    |
| 売掛金    | 55,129    | —           | —            | —    |
| 合計     | 1,793,895 | —           | —            | —    |

### 資産除去債務に関する注記

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。当該債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しております。

### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

450円87銭

1株当たり当期純利益

111円99銭

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産         | 1,637,813 | 流 動 負 債         | 574,855   |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,563,525 | 買 掛 金           | 4,564     |
| 売 掛 金           | 57,123    | 未 払 金           | 24,489    |
| 仕 掛 品           | 54        | 未 払 費 用         | 22,319    |
| 前 払 費 用         | 8,495     | 未 払 法 人 税 等     | 73,000    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 8,606     | 未 払 消 費 税 等     | 15,752    |
| そ の 他           | 1,717     | 前 受 金           | 412,311   |
| 貸 倒 引 当 金       | △1,709    | 預 り 金           | 9,265     |
| 固 定 資 産         | 342,132   | 賞 与 引 当 金       | 7,752     |
| 有 形 固 定 資 産     | 36,525    | 設 備 関 係 未 払 金   | 5,400     |
| 建 物             | 26,327    |                 |           |
| 構 築 物           | 118       |                 |           |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 4,212     |                 |           |
| 土 地             | 5,634     |                 |           |
| 建 設 仮 勘 定       | 232       |                 |           |
| 無 形 固 定 資 産     | 69,983    | 負 債 合 計         | 574,855   |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 69,983    | (純 資 産 の 部)     |           |
| 投資その他の資産        | 235,623   | 株 主 資 本         | 1,410,721 |
| 投 資 有 価 証 券     | 140,718   | 資 本 金           | 354,071   |
| 関 係 会 社 株 式     | 48,185    | 資 本 剰 余 金       | 271,878   |
| 関 係 会 社 出 資 金   | 14,138    | 資 本 準 備 金       | 271,878   |
| 敷 金             | 28,182    | 利 益 剰 余 金       | 784,909   |
| 破 産 更 生 債 権 等   | 1,081     | 利 益 準 備 金       | 25,865    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 4,269     | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 759,044   |
| 貸 倒 引 当 金       | △952      | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 759,044   |
|                 |           | 自 己 株 式         | △138      |
|                 |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | △5,630    |
|                 |           | その他有価証券評価差額金    | △5,630    |
|                 |           | 純 資 産 合 計       | 1,405,090 |
| 資 産 合 計         | 1,979,946 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 1,979,946 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成28年1月1日から)  
(平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 1,341,663 |
| 売 上 原 価               |         | 374,886   |
| 売 上 総 利 益             |         | 966,777   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 492,103   |
| 営 業 利 益               |         | 474,673   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 183     |           |
| 受 取 配 当 金             | 24,679  |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 12,484  |           |
| そ の 他                 | 52      | 37,399    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 為 替 差 損               | 31,777  |           |
| 支 払 手 数 料             | 245     | 32,023    |
| 経 常 利 益               |         | 480,050   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 480,050   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 140,129 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △288    | 139,840   |
| 当 期 純 利 益             |         | 340,210   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から)  
(平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |         |        |                |      |             |
|-------------------------|---------|---------|--------|----------------|------|-------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金  |                | 自己株式 | 株主資本<br>合 計 |
|                         |         | 資本準備金   | 利益準備金  | そ の 他<br>利益剰余金 |      |             |
|                         |         |         |        | 繰越利益<br>剰 余 金  |      |             |
| 当 期 首 残 高               | 323,864 | 241,670 | 25,865 | 530,196        | △74  | 1,121,522   |
| 当 期 変 動 額               |         |         |        |                |      |             |
| 新 株 発 行                 | 30,207  | 30,207  | —      | —              | —    | 60,415      |
| 剰 余 金 の 配 当             | —       | —       | —      | △111,362       | —    | △111,362    |
| 当 期 純 利 益               | —       | —       | —      | 340,210        | —    | 340,210     |
| 自己株式の取得                 | —       | —       | —      | —              | △64  | △64         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | —       | —       | —      | —              | —    | —           |
| 当期変動額合計                 | 30,207  | 30,207  | —      | 228,848        | △64  | 289,198     |
| 当 期 末 残 高               | 354,071 | 271,878 | 25,865 | 759,044        | △138 | 1,410,721   |

(単位：千円)

|                         | 評価・換算差額等         | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 |           |
| 当 期 首 残 高               | 3,039            | 1,124,562 |
| 当 期 変 動 額               |                  |           |
| 新 株 発 行                 | —                | 60,415    |
| 剰 余 金 の 配 当             | —                | △111,362  |
| 当 期 純 利 益               | —                | 340,210   |
| 自己株式の取得                 | —                | △64       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △8,670           | △8,670    |
| 当期変動額合計                 | △8,670           | 280,528   |
| 当 期 末 残 高               | △5,630           | 1,405,090 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式及び関係会社出資金…移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

##### (2) たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産 …… 定率法

建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6～45年

構 築 物 10年

工具、器具及び備品 3～8年

##### ② 無形固定資産 …… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法 ……税抜方式によっております。

## 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、当事業年度において、計算書類への影響はありません。

## 貸借対照表に関する注記

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 26,107千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 |          |
| 短期金銭債権            | 3,478千円  |
| 短期金銭債務            | 7,837千円  |

## 損益計算書に関する注記

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 関係会社との取引高       |           |
| 営業取引による取引高      |           |
| 売上高             | 43,428千円  |
| 営業取引（支出分）       | 119,445千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 16,876千円  |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数(株) | 当事業年度増加の株式数(株) | 当事業年度減少の株式数(株) | 当事業年度末の株式数(株) |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 普通株式  | 27             | 21             | —              | 48            |

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、未払事業税等の否認であります。

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 属 性 | 会社等の名称                               | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係                                                       | 取引の内容                   | 取引金額   | 科 目 | 期末残高  |
|-----|--------------------------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------|--------|-----|-------|
| 子会社 | 麦柯莱依斯<br>信息咨询<br>(上海)<br>有限公司        | (所 有)<br>直 接<br>100%   | 中国における「情報<br>プラットフォーム」<br>の販売<br>役員の兼任                              | コンテンツ制<br>作費の負担<br>(注1) | 43,428 | 売掛金 | 3,326 |
| 子会社 | MarkLines<br>North<br>America, Inc.  | (所 有)<br>直 接<br>100%   | 北米における「情報<br>プラットフォーム」<br>事業に係わる営業・<br>調査業務の受託<br>役員の兼任             | 業務委託料の<br>支払<br>(注2)    | 42,037 | —   | —     |
| 子会社 | MarkLines<br>(Thailand)<br>Co., Ltd. | (所 有)<br>直 接<br>100%   | タイ及びアセアン地<br>域における「情報プ<br>ラットフォーム」事<br>業に係わる営業・調<br>査業務の受託<br>役員の兼任 | 業務委託料の<br>支払<br>(注2)    | 30,090 | 未払金 | 2,922 |
| 子会社 | MarkLines<br>Europe GmbH             | (所 有)<br>直 接<br>100%   | 欧州地域における<br>「情報プラットフォーム」事業に係わる<br>営業業務の受託<br>役員の兼任                  | 業務委託料の<br>支払<br>(注2)    | 27,141 | 未払金 | 2,779 |
| 子会社 | MarkLines<br>India Pvt.<br>Ltd.      | (所 有)<br>直 接<br>100%   | インドにおける「情<br>報プラットフォーム」事業に係わる営<br>業業務の受託<br>役員の兼任                   | 業務委託料の<br>支払<br>(注2)    | 20,176 | 未払金 | 2,135 |

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 注 1 取引条件の決定に当たっては、売上比率及び総原価を勘案し、毎期交渉の上決定しております。
- 2 MarkLines North America, Inc.、MarkLines (Thailand) Co., Ltd. 及びMarkLines Europe GmbH並びにMarkLines India Pvt. Ltd. への業務委託料は、業務遂行に必要な費用として、締結した契約に基づき支払っております。

**1 株当たり情報に関する注記**

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 430円94銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 106円28銭 |

**重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 2 月10日

マークラインズ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本 守 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小出 健治 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マークラインズ株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マークラインズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 2月10日

マークラインズ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 山本 守 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 小出 健治 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マークラインズ株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、関係部門の取締役及び使用人等から子会社管理の状況に関し報告を受けるとともに、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月10日

マークラインズ株式会社

|           |         |   |
|-----------|---------|---|
| 常 勤 監 査 役 | 松 尾 徹   | ㊞ |
| 社 外 監 査 役 | 松 田 修 一 | ㊞ |
| 社 外 監 査 役 | 末 繁 英 雄 | ㊞ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第16期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、株主の皆さまへの利益配当重視並びに内部留保の確保等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 42円

配当総額 136,943,184円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年3月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) インターネットの普及を考慮し、法務省令の規定に基づき、株主総会参考書類等をインターネットにより開示することを可能とするため、第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。併せて、補欠監査役の予選の有効期間について、選任手続きの煩雑さを勘案し、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとするよう、変更案第34条に規定を新設するものであります。
- (3) 字句の修正及び上記条文の新設に伴う条数等の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は、変更部分を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(新 設)</p> <p>第14条～第17条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第30条（条文省略）</p> | <p>第3章 株 主 総 会</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p><u>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第15条～第18条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第31条（現行どおり）</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第<u>31</u>条～第<u>32</u>条(条文省略)</p> <p>第<u>33</u>条(監査役の選任)<br/>(条文省略)<br/>2 (条文省略)<br/>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>41</u>条(条文省略)</p> <p>第 6 章 会計監査人の設置</p> <p>第<u>42</u>条～第<u>46</u>条(条文省略)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第<u>47</u>条～第<u>50</u>条(条文省略)</p> | <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第<u>32</u>条～第<u>33</u>条(現行どおり)</p> <p>第<u>34</u>条(監査役の選任)<br/>(現行どおり)<br/>2 (現行どおり)<br/><u>3 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u><br/><u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第<u>35</u>条～第<u>42</u>条(現行どおり)</p> <p>第 6 章 会計監査人の設置</p> <p>第<u>43</u>条～第<u>47</u>条(現行どおり)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第<u>48</u>条～第<u>51</u>条(現行どおり)</p> |

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールD5

※会場が前年と異なりますのでお間違えのないようにご注意ください。



### 交通のご案内

JR有楽町駅 国際フォーラム口より徒歩3分

東京メトロ有楽町線・有楽町駅 D5出口より地下1階にて連絡 徒歩3分

#### 〈ご参考〉

|           |                                            |           |             |
|-----------|--------------------------------------------|-----------|-------------|
| JR        | 東京駅・丸の内南口より徒歩5分<br>(京葉線・東京駅4番出口より地下1階にて連絡) | 東京メトロ日比谷線 | 日比谷駅より徒歩5分  |
| 東京メトロ銀座線  | 銀座駅より徒歩7分                                  | 東京メトロ千代田線 | 二重橋前駅より徒歩5分 |
|           | 京橋駅より徒歩7分                                  |           | 日比谷駅より徒歩7分  |
| 東京メトロ丸ノ内線 | 銀座駅より徒歩5分                                  | 都営地下鉄三田線  | 日比谷駅より徒歩5分  |

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。